

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

中央最低賃金審議会は、毎年7月下旬頃、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金改定の目安について答申しており、本年も2024年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行うことが見込まれる。昨年の中央最低賃金審議会は、全国加重平均41円の引上げを答申し、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において、地域別最低賃金額が決定された。茨城県では、中央最低賃金審議会の答申（目安額40円）から2円増加した42円の引上げが行われ、茨城県の2023年度最低賃金は953円であった。

最低賃金制度は「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する保全網（セーフティネット）」であり、最低賃金で働いたとしても人間らしい生活を持続的に営むことができるようにする必要がある。

2022年度の茨城県の最低賃金引上額が32円（目安額31円）であったのに対し、2023年度には42円（目安額40円）の引上げが行われ、昨年は一昨年に比べ一層の最低賃金額の引上げがあったものの、ロシアのウクライナ侵攻による影響や近時の極端な円安により、消費者物価の大幅な上昇が続いており、依然として一般家庭においては、家計が圧迫されている状況が続いている。そのため、物価上昇に対応できるだけの最低賃金の引上げが喫緊の課題といえる。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも、重大な課題である。2023年度の東京都の最低賃金は1113円で、最も低い岩手県の893円との格差は220円、茨城県との格差は160円であり、いまだ大きな格差がある。地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向があり、地方での労働力不足につながっている。地域経済を維持し、さらに活性化するには最低賃金の地域間格差を解消することが急務である。

他方で、最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、その支援も必要である。中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにするとともに、社会保険料の事業主負担分の減免などの中小企業支援策を実現することが不可欠である。

当会は、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保のために、中央最低賃金審議会が本年度、地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において、最低賃金の大幅な引上げを答申することを求める。

また、茨城県地方最低賃金審議会においては、最低賃金の引上げには地域経済の活性化効果があることも踏まえ、昨年度のように中央最低賃金審議会の目安額を上回るよう、主体的に茨城県の最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求める。

2024年（令和6年）年6月6日

茨城県弁護士会

会 長 篠 崎 和 則